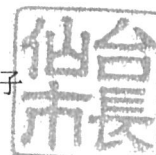


杜の都の風土を守る土地利用調整条例（平成 16 年 3 月 19 日仙台市条例第 2 号。以下「条例」という。）第 11 条第 1 項の規定により提出のあった下記の開発事業について、条例第 16 条第 1 項の規定により開発事業計画書についての市長の意見を述べましたので、同条第 3 項の規定に基づき、次のとおり公告します。

令和 8 年 5 月 26 日

仙台市長 郡 和子



記

1 開発事業の概要

氏名 大和リース株式会社 仙台支社 支社長 中井川 薫
住所 仙台市太白区大野田 4 丁目 28-3
名称 南蒲生浄化センター太陽光発電設備導入事業（PPA 事業）
種別 区画形質の変更、工作物の新築
目的 太陽光発電設備を設置するため。
内容 本事業は、事業区域面積約 17,198m²（現況：未利用地、地目：原野）の土地において、再生可能エネルギー（太陽光）発電設備等を設置（パネル等設置面積：約 12,061m²）し、太陽光発電事業の用に供する。
位置 仙台市宮城野区蒲生字八郎兵衛谷地第二 105-2、108-1、109-1、110-1、112-1、112-2、134-1 の一部、135-1 の一部
面積 約 17,198 m²

2 意見の内容

当該開発事業計画書に記載された開発事業計画の内容については、条例第 8 条第 1 項に規定する土地利用方針「Ⅲ郊外部における開発事業の実施に関し事業者が配慮すべき基本的な事項」との整合性が確保されているものと認められる。

したがって、条例第 17 条第 1 項に規定する書面の提出を要しない。